

令和2年6月1日

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会
会 長 大 町 由 里
(公 印 省 略)

長崎市における新型コロナウイルス感染症に係る給付管理
(介護保険最新情報 Vo1.836) の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費の請求について、令和2年5月25日付の厚生労働省発出「介護保険最新情報 Vo1.836」にて示されました。

長崎市における取り扱いを長崎市より回答を得ましたので、下記の通りお知らせいたします。(確認日6月1日)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定のサービス利用がなくなった場合の
居宅介護支援費の請求の要件について

1. モニタリング等の必要なケアマネジメント業務が行われている
2. ケアプラン上にその旨の記載がある
3. 支援経過記録を残している。(説明ができるように)

適用開始月は通知の発出以後(5月分から)の請求分からが対象となり、5月前月以前については対象となりません。尚、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者にご相談ください。

❖対象者について長崎市では介護予防支援費等も対象になっております。請求等の詳細については各地域包括支援センターへご確認ください。

❖長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております

❖ご意見等がございましたら、当協議会のホームページのフォームに送信下さい。